



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会社名 株式会社 フジシールインターナショナル
代表者名 代表執行役社長 竹田 健
(コード番号 7864 東証第一部)
問合せ先 執行役財務担当 岡崎 裕夫
(TEL 03 - 5208 - 5902)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 48 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）および会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。
 - 当会社に設置する機関として、取締役会、委員会および会計監査人を置くことを定めるために、定款第 5 条（機関）を新設するものであります。
 - 株券を発行する旨を定めるため、定款案第 7 条（株券の発行）を新設するものであります。
 - 単元未満株式について行使することができる権利を定めるために、定款案第 9 条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。
 - 株主総会参考書類等の一部について、株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を高めるためインターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるように、定款案第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - 必要が生じた場合に書面または電磁的記録により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、定款案第 23 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
 - 会計監査人が期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款案第 35 条（会計監査人の責任限定契約）を新設するものであります。
- (2) その他、条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行う他、会社法に対応した用語、引用条文の変更および修正等、定款全般にわたって所要の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(委員会等設置会社)</p> <p>第 5 条 当社は、<u>株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「商法特例法」という)第 2 章第 4 節に規定する特例の適用を受けるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行する株式の総数は、<u>1 億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>< 新設 ></p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> <p>(1 単元の株式の数)</p> <p>第 8 条 当社の <u>1 単元の株式の数は、100 株とする。</u></p> <p>(単元未満株券の発行)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(機関)</p> <p>第 5 条 当社は、<u>株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 取締役会</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) 委員会</p> <p style="margin-left: 2em;">(3) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>1 億株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>< 削除 ></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、<u>100 株とする。</u></p> <p>< 削除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新設 ></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り</u>その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り</u>その他株式に関する取扱いは、取締役会の決議による委任に基づき執行役の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、</u>その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会の決議による委任に基づき執行役の定める株式取扱規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>< 新設 ></p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会は本店所在地のほか東京都千代田区およびその隣接地において招集する。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき執行役社長が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. 執行役社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の執行役がこれにあたる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</u></p> <p>< 削除 ></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき取締役会において指名する取締役が招集する。この取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会においては、執行役社長が議長となる。執行役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の執行役が議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新設 ></p> <p>(決議方法)</p> <p><u>第15条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>商法第 343 条の規定によるべき決議</u>は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第16条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><u>第17条</u> < 条文省略 ></p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第18条</u> 当会社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任の決議については、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. 取締役の選任については、<u>累積投票によらないものとする。</u></p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条</u> 当社は株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第17条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1 名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p><u>第18条</u> < 現行どおり ></p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第19条</u> 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任の決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. < 現行どおり ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第19条 <u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第20条 <条文省略> 2. <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><新設></p> <p>(取締役会の決議) 第21条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役の責任軽減) 第22条 当社は、<u>商法特例法第21条の17第4項で準用する商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、商法特例法第21条の17第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2. 当社は、<u>商法特例法第21条の17第5項で準用する商法第266条第19項の規定により、社外取締役(商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役をいう。)との間に、商法特例法第21条の17第1項による賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会 第23条~25条 <条文省略></p>	<p>(取締役の任期) 第20条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 <現行どおり> <削除></p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略) 第23条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第24条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議によって、同法第423条第1項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2. 当社は、<u>社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p>第5章 指名委員会、監査委員会および報酬委員会 第25条~27条 <現行どおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 執 行 役</p> <p>第26条 < 条文省略 ></p> <p>(任期)</p> <p>第27条 執行役の任期は、<u>就任後 1 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p>第28条 当社は、取締役会の決議により、<u>代表執行役を定める。</u></p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により、執行役社長 1 名、執行役副社長、専務執行役、常務執行役各若干名を<u>定めることができる。</u></p> <p>(執行役の責任軽減)</p> <p>第29条 当社は、<u>商法特例法第 21 条の 17 第 6 項で準用する商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、商法特例法第 21 条の 17 第 1 項の行為に関する執行役 (執行役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第30条 < 条文省略 ></p> <p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p> <p>< 新設 ></p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 執 行 役</p> <p>第28条 < 現行どおり ></p> <p>(任期)</p> <p>第29条 執行役の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議により、<u>代表執行役を選定する。</u></p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により、執行役社長 1 名、執行役副社長、専務執行役、常務執行役各若干名を<u>選定することができる。</u></p> <p>(執行役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により取締役会の決議によって同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には、執行役 (執行役であった者を含む。) の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第32条 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 会 計 監 査 人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第33条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第34条 会計監査人の任期は、<u>選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p> <p>(会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第35条 当社は、<u>会計監査人との間で、会社法 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 7 章 計 算	第 8 章 計 算
<p>(営業年度)</p>	<p>(事業年度)</p>
<p>第31条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とし、<u>営業年度の末日を決算期日</u>とする。</p>	<p>第36条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p>
<p>(利益配当金)</p>	<p>(剰余金の配当等)</p>
<p>第32条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。</u></p>	<p>第37条 当社は、<u>取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>2. <u>当社は、次条に定める剰余金の配当の基準日における最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という）を行う。</u></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>3. <u>当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</u></p>
<p>< 新設 ></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
<p>< 新設 ></p>	<p>第38条 当社の<u>期末配当金の基準日</u>は<u>毎年3月31日</u>とする。</p>
<p>< 新設 ></p>	<p>2. <u>当社の中間配当の基準日</u>は、<u>毎年9月30日</u>とする。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第33条 当社は<u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>3. <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(除斥期間)</p>	<p>< 削除 ></p>
<p>第34条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から、満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上